\bigcirc 地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件(平

成二十七年九月三十日総務省告示第三百四十二号)

○総務省告示第三百四十二号

に定め、 六十一年政 条第四 百 [八号) 地 号) 方 |項並 公務員等共 附 第 平 令第五 びに 成二十七年十月一 則第三十三条第 百十三条第四 地 済 十八号) 方公務員等共 組 合法 「項第二 第八十三条 施 項 日 行 一号及び 等 済 令 か ら施 組合法等の一 \mathcal{O} (昭 規 0 行 定 地 和 ける。 に 規定に基づき、 三十七年政令第三百五十二号) 方公務員等 よる 地 部を改正する法律 方 洪海流 ?公共! 地 寸 組 体 方 合 法 が 公務員等共済組 等 負 担 0 0 す 施行に伴う経過 部を改 Ž 第二十九 きこととなる額 合法 正する法 条 (昭 措 の二第二 置に 律 和三 E 昭 + 関 0 項 七 す 11 和 年 る 及 六 + 法 政 び 第 次 年 律 令 第 兀 \mathcal{O} 法 昭 よう + 律 百 第 五. 和

方公 なお、 共団 昭 体 が 和 六 負 + 担 する費用 年 自治省告示第六十五号 に 関 する件) は、 平成二十七年九月三十 (地 方公務員等共済組 日 合法第百十三条第三 限り、 廃 止する。 項 等 \mathcal{O} 規定に より 地

平成二十七年九月三十日

総務大臣 山本 早苗

組 元 第四 化 合 地 法等 !等を図 方公務員等共 号 項 第 0) \mathcal{O} 規 るた 部を 号イからへまでに規定する第三号厚生年金被保険者及び同 定に \Diamond (済組 ょ 0) 改 り、 厚 Ē 合法 生 する法律 年 地 金保 方 (昭 公 了務員等: 険 和三十七 昭 法等 和 六 共 \mathcal{O} 済 + 年法律第百五十二号) 組 宇 部 合法 を改 法 律 第百章 施 正す 行 る法 八号) 令 (昭 律 和 附則第三十三条第一 伞 三十七 第百十三条第四 成二十四 年政令 .項第二号に規定する第三号厚生 年 第三百 法 律第六十三号) 項第二号、 項及び 五. 十二号) 被 地 用 方 者 (公務) 第二 附 年 金 則 + 制 第 員 等 九 七 度 年 条 + 共 \mathcal{O} 金 五 済 \mathcal{O}

でに掲げる各総額の合計額に、 会役職員のうち第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が平成二十七年十月以後 いて負担すべき金額は、 同項第二号に規定する構成組 被保険者並 びに同令第四十一条第一項第一号に規定する組 各月における当該地方公共団体に係る同令第二十九条の二第一項第一号イからへま 合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者及び同条第二項に 千分の四十・二を乗じて得た額とする。 合の 組合役職員である第三号厚生年 -金被保险 規定する連合 の各月にお 険者、

 \bigcirc 地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費

用に関する件(平成二十七年九月三十日総務省告示第三百四十三号)

○総務省告示第三百四十三号

る 法 五. 地 第百五十二号) 律 十八号)第八十二条第三項及び第八十三条の規定に基づき、 方公務員等共済 額につい 地 第 方公務員等共 百 八 号) て、 第百十三条第四 次 附 組 済 のように定め、 則第三十三条第 合法 組 合法: 等 の 一 施 行 令 項第二号及び 部を改正する法 平成二十七年十月一 (昭 項 等 和 \mathcal{O} 三十七年政令第三百五十二号) 規 定 地 に 方 律 よる地・ \mathcal{O} 公務員等 施行に伴う経過 日 方公共 か 5 共 済 施 地 寸 組 行する。 体 合法 方公務員等共 措置 が 1等の一 負 に関 第六十五条第三 担 すべきこととなる団 する政 部 を改 済組 正す 合法 令 (昭 る法律 項 (昭 及 和 和三十 六十 び 体 第 昭昭 組 匝 項 合員 七 年 和 六 年 並 政 + 法 令 に び 係 律 に 年 第

方公: 廃 止 な 4世団 一する。 お、 昭 体 が 和 六 負 + (担する地方団 年 自治省告示第六十六号 体 -関係| 寸 体 \mathcal{O} 職員に係る費用に関する件) (地 方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地 は、 平成二十七年九月三十 Ħ 限 り

平成二十七年九月三十日

総務大臣 山本 早苗

号、 、 び 十三号) 被 地 川者. 方 地 公務員等共済 方 附 年 公 務員 則第七十五 金 制 等共 度 \mathcal{O} 組 済 合法 元 条第四号の 組 化等 合法 (昭 を図 等 和三十 \mathcal{O} 規定により、 るた 部 七 8) を 改 年 \mathcal{O} 法 厚 正 す 生 律第百五十二号。 年 る 地方公務員等共済組合法施行令 金保命 法 律 険 (昭 法 等 和 \mathcal{O} 六 以 下 十年 部 を 法 「法」という。 改正、 律第 す 百 [八号) る法 昭昭 律 附 和三十七年 平 第百 則第三十三条 -成二十二 十三条 政 匝 令第三百 年 第 法 第 兀 律 項 第六 項及 第二 五.

当該 第一 十七 り団体職員とみなされた組合役職員である第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共 十二号) | 標準 地 年十月以後の各月において負担すべき金額は、 号に規定する組合の組 方公 第六十五条第二 共団体 額 に係る同条第二 総額に千分の四十・二を乗じて得た金額とする。 項に規定する団 合役職員である第三号厚生年金被保険者のうち法第百四十 項に規定する当該 一体 の 職員である第三号厚生年金被保 団体 各月における同令第六十五条第一 \mathcal{O} 職員である第三号厚生年 険者及び 金被保 項の 应 同 令第四· 条の 表 · 険 者 の 下 + 0 寸 九 + - 欄に掲ぎ 厚 体が平成二 \mathcal{O} 規定 条 第 生年 · 金 保 げる 12 ょ 項

険

報酬

等合計

 \mathcal{O}

〇総務省告示第三百四十四号

省 す 告 る 地 示 総 方 第 務 公 大 務 百 三 員 臣 + が 等 五. 定 共 号 \otimes 済 る 組 地 基 合 方 準 法 公 $\overline{}$ を 務 昭 次 和 員 \mathcal{O} 等 三 ょ う + 共 に 七 済 組 定 年 合 \otimes 法 法 律 附 平 第 則 成 百 第 Ŧī. + ++兀 七 号 条 年 + $\overline{}$ \mathcal{O} 三 月 附 第 _ 則 第 日 項 か +第 5 兀 施 条 号 行 \mathcal{O} 三 に L 規 第 定 平 す 成 項 第 る +総 務 七 号 大 に 年 規 臣 総 が 務 定

平成二十七年九月三十日

定

 \otimes

る

基

準

を

定

 \otimes

る

件

は

平

成

+

七

年

九

月

三

+

日

限

ŋ

廃

止

す

る

千分の五十一・〇

総

務

大

臣

Щ

本

早

苗

標 準 報 酬 \mathcal{O} 月 額 及 び 標 準 期 末 手 当 等 \mathcal{O} 額 に 係 る 率

負担すべ

き額に関する件の一部を改正する件

〇総務省告示第三百四十五号

ŋ づ 地 き 地 方 方 亚 公 公 共 成 務 寸 員 七 年 等 体 が 自 共 負 治 済 担 省 組 す 告 合 べ 示 法 施 き 第 金 六 行 +令 額 に 八 $\overline{}$ 関 号 昭 す 和 三 る 地 +件 方 公 七 務 年 \mathcal{O} 員 政 等 令 部 を 共 第 三 次 済 \mathcal{O} 組 百 ょ 合 五. う 法 + に 施 改 行 号 \smile 正 令 L 第 第 +平 +成 九 九 条 条 + 第 第 三 三 七 項 年 項 + \mathcal{O} \mathcal{O} 月 規 規 定 定 に に 日 カュ ょ 基

平成二十七年九月三十日

5

施

行

す

る

本 則 中 標 準 給 与 \mathcal{O} 総 額 _ を 標 準 報 酬 等 合 計 額 _ に 改 \Diamond る

務大臣 山本 早苗

総

 \bigcirc 地 方 公 務 員等 共 済 組 合 法 施 行 令 第二十 九 条 の 三 に 規 定 す る 総 務 大 臣 が 定 め るところ に ょ り 算 定 した

〇総務省告示第三百四十六号

務 務 + 大 大 地 臣 年 臣 方 が 公 総 が 定 務 定 務 8 省 め 員 る 告 る 等 と と 共 示 ح ک 第 済 ろ ろ 百 組 に 八 に 合 ょ 十 ょ 法 三 り ŋ 施 算 号 算 行 定 定 令 L 地 L $\overline{}$ た 方 た 昭 額 公 額 和 三 を を 務 員 + 定 次 \otimes 等 \mathcal{O} 七 る 共 ょ 年 件 済 う 政 に 組 令 は 合 定 第 三 法 \otimes 平 施 百 成 行 平 五. _ 令 成 + + 第 七 +号 \smile 年 + 七 九 九 年 第 月 条 十 三 + \mathcal{O} 月 + 九 日 \mathcal{O} 日 条 限 か \mathcal{O} 三 ŋ \mathcal{O} 5 規 施 に 廃 定 行 規 止 に 定 L す ょ す ŋ 平 る る 総 成 総

平成二十七年九月三十日

じ 用 \mathcal{O} 地 規 方 当 退 定 公 該 職 に 務 各 ょ 等 員 号 年 ŋ 等 に 共 金 地 定 方 給 済 \otimes 付 公 組 る 事 共 合 率 業 4 法 を に 体 乗 が 昭 係 じ る 負 和 て 三 事 担 得 務 す + た に る 七 額 要 額 年 に す 法 は 相 る 律 当 費 組 第 す 用 合 百 る を 五. \mathcal{O} 額 除 事 + لح < 務 す 号 る 0 福 \mathcal{O} 祉 以 事 下 額 に 業 次 に 法 \mathcal{O} 係 る 各 と 号 事 1 総 に 務 う 務 掲 を 大 \smile げ 除 臣 < る 第 場 百 Щ + 合 本 0) に \equiv 区 要 条 早 す 分 第 苗 に る 五

次 号 に 掲 げ る 場 合 以 外 \mathcal{O} 場 合 百 分 \mathcal{O} 六 十 七 • 五. 応

 \equiv

分

 \mathcal{O}

兀

+

費

項

地 方 公 共 寸 体 が 法 第 百 兀 + 兀 条 \mathcal{O} 三 第 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 を 受 け る 者 に 係 る 負 担 を す る 場 合 百